3-5 3-5

	第3章 佐渡	金銀山の保存管理	取組項目	 各種計画に基づく保存管理	
節					
事業(施策)名		5 史跡保存管理計画・重要文化財保存 活用計画・重要文化的景観保存計画 に基づく保存管理	事業主体	佐渡市世界遺産推進課	
			関連団体	県文化課、佐渡地域振興局(地域整備部、 農林水産振興部)、佐渡市社会教育課	
事	業実施期間	H28~R6			
	【事業目的】 〇 国史跡「佐渡金銀山遺跡」における保存管理計画、国重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」におる保存活用計画、国重要文化的景観(西三川地区・相川地区)における保存計画等の各種計画に基づき、対象エリアの保存管理を行う。				
事業概要	【事業内容】	事業内容】			
	【本計画終了時点のゴール】				
	○ 保存管理計画に沿って、必要な事務手続き・協議・調整を継続して実施する。(定数的な目は設定しない。)				
これま	○ 平成28年3月に策定した「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画」において、史跡の適切な保護を図るための要件を定め、適切な保存・活用の方針を定めた。				
で また、上記計画に基づき、修理工事や現状変更等の 協議・調整を行った。			事業計画について、所有者や関係機関との		
組実績					
事業	【R4年度計画】● 修理工事や現状変更等の事業計画について、保存管理計画に基づき所有者や関係機関との協議・調整を行う。				
計 画 【R4年度実績】 ● と ● 保存管理					
		↓ 保存管理計画に基づき関係機関や所有者等との協議・調整を行い、適切に手続きを進めた。史跡:国への毀損届5件、現状変更届13件			
					視
	課【課題】				
課題	【誄踸】	】 ■ 関係機関や所有者等への現状変更等の手続きの周知を含め、綿密な協議・調整を行う必要があ			
· 今	る。特に、重要文化的景観の個人住宅の修理に対する事前協議や手続きについて住民に周知				
後	7 A W OF 19	する必要がある。			
の 取	【今後の取組	■ 開発行為等の把握に努め、関係機関との)事前協議を	行うとともに、現状変更等の手続きについ	
組 	て関係者へ周知する。				
事 価業 評	[A ·(B)· C] いないが、概ね計画どおりに進んでおり、一定の成果が得られていること から B型係した。				

- A:予定を上回る進捗
- B:概ね予定どおり
- C:遅れている。